

## 5. 【読者の声】

### これは恫喝訴訟、狙いは市民の萎縮

つくば市民 A：この訴訟は、スラップ（strategic lawsuit against public participation＝市民参加を排除するための戦略的訴訟）と言われる訴訟形態の一つです。「公的に声を上げたために起こされる」加罰的・報復的訴訟を指す訴訟で、比較強者（社会的地位の高い政治家や大企業役員など）が、比較弱者（社会的地位の低い個人や市民など）を相手取り、言論の封圧や威嚇のために行われ、恫喝訴訟とも呼ばれます。

この訴訟は、対抗言論「言論などの表現活動について、安易に侮辱や名誉毀損による民事責任、刑事責任が成立するとすれば、表現の自由の保障が阻害され、自由な表現活動に対する萎縮効果が生じるといふ問題意識を背景として、両者の調和を図る観点から認めるべきとされる法理である」（ネット百科事典：ウィキペディア）を無視するものであり、五十嵐市長はどう考えているのか？

### 「市の施策には間違いがない」と思い上がり

つくば市民 B：民主主義の基本は「情報の共有」「対等な議論」「少数意見の尊重」です。議論することによって、ことの真実を明らかにし、一番よい方法を見つけて問題を解決し、皆で力を合わせて真実に進むことができるのが民主主義の強みです。

前回選挙の後、五十嵐市長は「市の広報をもっと強化し、政策を市民にもっとよく知らせないと、政策を理解しない市民からいわれのない批判を受ける」と語ったと報道されています。これが事実なら、

「市の施策には間違いがなく、市民が理解すれば賛同するはずだ」という独善と思いがかりがあるように思います。

さらに言えば、2度目の選挙のとき、五十嵐市長は公約の達成度を「自己採点」していましたが、これは「自画自賛」であり、独善そのものです。そういった市長が、亀山氏の記事に対して、議論でなく裁判に訴えて争うとは、民主主義のルールをわきまえておらず、市長としての資質を問われます。

### 市の広報「かわら版」は市長の私物ではない

つくば市民 C：現在、市役所の広報は、全戸配布「広報つくば」と、全戸閲覧「かわら版」があります。これらの広報紙は「中心市街地のセンタービル改修問題」や「高エネ研南側用地の一括売却問題」に関しては、市に都合の悪い情報を書かない傾向があります。

これでは、市民は市の施策に対して適切な判断をすることはできません。「広報つくば」と「かわら版」

は、市民の税金を使って印刷・配布されています。市長の私物ではなく、宣伝紙でもありません。市民のための広報には、市役所の「良心と節度」が求められます。一番いいのは、亀山ミニコミ紙のような「市民の自由な意見」を基にした議論です。「市民の声新聞」と「広報つくば」を市の負担で同時配布したらどうでしょうか。

### 「市民の声新聞」は五十嵐市政を真面目に検証

阿見の町民 D：「市民の声新聞」の五十嵐市政に関する記事は、いずれも誹謗や中傷ではなく、真面目に市政を検証しています。新聞が批判しているように、五十嵐市長が1期目の退職金2000万円を辞退しても、市長退職金に備えてつくば市が「茨城県市町村総合事務組合」に納めた600万円は戻りません。その額がムダになったことになり、結局、納税した市

民にその分負担を強いました。

県内44市町村は、一般職も特別職も県事務組合に加入して、退職金事務を委託しています。この事務組合には、五十嵐市長のような退職金辞退を想定した規定がなく、その勝手な振る舞いに激怒したと聞いています。

(TO BE CONTINUED)



発行日：令和4年4月8日（金）

Vol. 6

目次

1. 発端：五十嵐市長が名誉毀損で亀山を提訴
2. 経緯：非公開で準備手続きが6回開かれる
3. 終結：五十嵐氏が名誉毀損取り下げを公表
4. 本紙見解：市政批判の裁判持ち込みは異例
5. 読者の声：「恫喝訴訟」狙いは市民の萎縮

発行者

つくば市民オンブズマン

代表 亀山大二郎

090-3819-3104



こちらをクリック！

あなたの声を  
フェイスブックに  
投稿してください。



## 五十嵐氏の「市民の声新聞」提訴 市長が取り下げ 本紙の完全勝利

本紙「つくば市民の声新聞」が掲載した市政記事に名誉を毀損されたとして、五十嵐つくば市長が水戸地裁土浦支部に提訴したのは2020年11月。よく考えたら負けそうだったのか、五十嵐市長は2022年1月になって、訴訟を取り下げました。市長が市政を批判した本紙発行人・亀山を訴えたということで、この提訴は多くのメディアの注目を集めました。久しぶりに本紙を発行し、五十嵐市長のバタバタに終わったこの事件の経緯や問題点について、皆さまに報告します。

### 1. 【この発端】

#### 総合運動公園問題、公約は「返還」でなく「返還交渉」？

つくば市長選挙が行われた2020年の夏、私たち「つくば市民オンブズマン」は、五十嵐市政1期4年を総点検した「つくば市民の声新聞」を配布しました。五十嵐氏はその内容が面白くなかったのか、市長選が終わったあとの11月末になって、発行者・亀山を水戸地方裁判所土浦支所に訴えました。その理由は、新聞記事には虚偽が多く、市長としての名誉を傷付けられたというもので、慰謝料130万円と謝罪文公表を求める内容でした。

提訴の内容を具体的に言うと、6月から8月に発行された計3回の「つくば市民の声新聞」に掲載された記事の内容のうち、22カ所について「公人としての信頼を根本的に揺るがし、社会的評価を低下せしめ名誉を棄損するもの」ということでした。

例えば、最初の市長選での公約「総合運動公園問題の完全解決」について、「市民の声新聞」はその柱である総合運動公園用地の返還が実現していない

と批判しました。これに対し、五十嵐氏は提訴状で「(元の所有者であるUR都市機構への)『返還』を公約としたことは無いにもかかわらず、(市民の声新聞は)『返還』が公約であったと表現した」「実際に公約として掲げたのは『返還』することではなく『返還交渉』であった」などと、おかしな論理を展開していました。